

各 位

長崎県建設工事入札手続等検討委員会
事務局長 建設企画課長（公印省略）

長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について（改訂）

長崎県建設工事標準請負契約書（平成16年2月10日長崎県告示第167号）第25条第5項の規定（単品スライド条項）について、平成20年6月30日付け20建企第243号、ならびに、平成20年11月27日付け20建企第553号で、その適用をお知らせしているところですが、昨今の資材価格の動向（鋼材類及び燃料油の価格下落）に鑑み、下記のとおり改訂することとしましたので、お知らせします。

記

1. 適用品目

- ・鋼材類（鉄筋・形鋼・鋼板等）
- ・燃料油（ガソリン・軽油・重油）
- ・アスファルト類（合材・乳剤・ストレートアスファルト・改質アスファルト等）

2. 各適用品目の適用年月日

- ・鋼材類・・・平成20年 7月 1日
- ・燃料油・・・平成20年 7月 1日
- ・アスファルト類・・・平成20年12月 1日

3. 対象となる工事

- ・適用品目を含む工事で、かつ、以下の～の全てに該当する工事
契約工期の工期末が適用年月日以降の工事
請負代金額250万円以上の工事
工期末の60日前までに同条項に基づく請負代金額変更の請求がなされた工事

4. 対象としない工事部分

- ・同条項に基づく請負代金額変更の請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分

5. スライド額の算定方法

(1) スライド額算定の対象とする品目の判定

鋼材類

鋼材類に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、鋼材類をスライド額算定の対象品目とする。

燃料油

燃料油に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、燃料油をスライド額算定の対象品目とする。

アスファルト類

アスファルト類に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、アスファルト類をスライド額算定の対象品目とする。

(2) スライド額の算定

対象品目の変動額の計が増額(プラス)側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

	鋼材類の変動額	((1) で鋼材類が対象品目となる場合)
+	燃料油の変動額	((1) で燃料油が対象品目となる場合)
+	アスファルト類の変動額	((1) でアスファルト類が対象品目となる場合)
-	請負代金額の1%	
=	スライド額	

対象品目の変動額の計が減額(マイナス)側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

	鋼材類の変動額	((1) で鋼材類が対象品目となる場合)
+	燃料油の変動額	((1) で燃料油が対象品目となる場合)
+	アスファルト類の変動額	((1) でアスファルト類が対象品目となる場合)
+	請負代金額の1%	
=	スライド額	

対象品目の変動額の計が請負代金額の1%以下の場合、スライド額は0円とする。

6. 本通知の適用年月日

本通知は、平成21年4月1日以降に請負代金額変更の協議を行う工事に適用する。

7. 経過措置

工期末が平成21年4月1日～平成21年5月31日の工事における、発注者から請負者への請負代金額変更(減額となる場合)の請求日は、平成21年3月31日までに請求を行う場合に限り、工期末から60日を確保しなくてもよい。

8. その他

本通知の適用に伴い、以下の通知は廃止するものとする。

平成20年 6月30日付け 20建企第243号

「長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」

平成20年11月27日付け 20建企第553号

「長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」

長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について(改訂内容)

改 訂 後	改 訂 前 (20建企第243号と20建企第553号を統合)			
<p>1. 適用品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼材類 (鉄筋・形鋼・鋼板等) ・燃料油 (ガソリン・軽油・重油) ・アスファルト類(合材・乳剤・ストレートアスファルト・改質アスファルト等) <p>2. 各適用品目の適用年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼材類・・・平成20年 7月 1日 ・燃料油・・・平成20年 7月 1日 ・アスファルト類・・・平成20年12月 1日 <p>3. 対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用品目を含む工事で、かつ、以下の ~ の全てに該当する工事 契約工期の工期末が適用年月日以降の工事 請負代金額250万円以上の工事 工期末の60日前までに同条項に基づく請負代金額変更の請求がなされた工事 <p>4. 対象としない工事部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同条項に基づく請負代金額変更の請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分 <p>5. スライド額の算定方法</p> <p>(1)スライド額算定の対象とする品目の判定</p> <p>鋼材類 鋼材類に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、鋼材類をスライド額算定の対象品目とする。</p> <p>燃料油 燃料油に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、燃料油をスライド額算定の対象品目とする。</p> <p>アスファルト類 アスファルト類に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、アスファルト類をスライド額算定の対象品目とする。</p> <p>(2)スライド額の算定</p> <p style="color: red;">対象品目の変動額の計が増額(プラス)側でかつ請負代金額の1%を上回る場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 鋼材類の変動額 ((1) で鋼材類が対象品目となる場合) +) 燃料油の変動額 ((1) で燃料油が対象品目となる場合) +) アスファルト類の変動額 ((1) でアスファルト類が対象品目となる場合) -) 請負代金額の1% = スライド額 </td> </tr> </table> <p style="color: red;">対象品目の変動額の計が減額(マイナス)側でかつ請負代金額の1%を上回る場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 鋼材類の変動額 ((1) で鋼材類が対象品目となる場合) +) 燃料油の変動額 ((1) で燃料油が対象品目となる場合) +) アスファルト類の変動額 ((1) でアスファルト類が対象品目となる場合) +) 請負代金額の1% = スライド額 </td> </tr> </table> <p style="color: red;">対象品目の変動額の計が請負代金額の1%以下の場合、スライド額は0円とする。</p>	鋼材類の変動額 ((1) で鋼材類が対象品目となる場合) +) 燃料油の変動額 ((1) で燃料油が対象品目となる場合) +) アスファルト類の変動額 ((1) でアスファルト類が対象品目となる場合) -) 請負代金額の1% = スライド額	鋼材類の変動額 ((1) で鋼材類が対象品目となる場合) +) 燃料油の変動額 ((1) で燃料油が対象品目となる場合) +) アスファルト類の変動額 ((1) でアスファルト類が対象品目となる場合) +) 請負代金額の1% = スライド額	<p>2. 適用品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼材類 (鉄筋・形鋼・鋼板等) ・燃料油 (ガソリン・軽油・重油) ・アスファルト類(合材・乳剤・ストレートアスファルト・改質アスファルト等) <p>4. 適用年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼材類・・・平成20年 7月 1日 ・燃料油・・・平成20年 7月 1日 ・アスファルト類・・・平成20年12月 1日 <p>3. 対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用品目を含む工事で、かつ、以下の ~ の全てに該当する工事 契約工期の工期末が適用年月日以降の工事 請負代金額250万円以上の工事 工期末の60日前までに同条項に基づく請負代金額変更の請求があった工事 協議開始の日までにスライド額の算定に必要な証明書類の提出がなされた工事 <p>4. 対象としない工事部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同条項に基づく請負代金額変更の請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分 <p>5. スライド額の算定方法</p> <p>(1)スライド額算定の対象とする品目の判定</p> <p>鋼材類 鋼材類に該当する資材の価格高騰による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、鋼材類をスライド額算定の対象品目とする。</p> <p>燃料油 燃料油に該当する資材の価格高騰による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、燃料油をスライド額算定の対象品目とする。</p> <p>アスファルト類 アスファルト類に該当する資材の価格高騰による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、アスファルト類をスライド額算定の対象品目とする。</p> <p>(2)スライド額の算定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 鋼材類の変動額 ((1) で鋼材類が対象品目となる場合) +) 燃料油の変動額 ((1) で燃料油が対象品目となる場合) +) アスファルト類の変動額 ((1) でアスファルト類が対象品目となる場合) -) 請負代金額の1% = スライド額 </td> </tr> </table>	鋼材類の変動額 ((1) で鋼材類が対象品目となる場合) +) 燃料油の変動額 ((1) で燃料油が対象品目となる場合) +) アスファルト類の変動額 ((1) でアスファルト類が対象品目となる場合) -) 請負代金額の1% = スライド額
鋼材類の変動額 ((1) で鋼材類が対象品目となる場合) +) 燃料油の変動額 ((1) で燃料油が対象品目となる場合) +) アスファルト類の変動額 ((1) でアスファルト類が対象品目となる場合) -) 請負代金額の1% = スライド額				
鋼材類の変動額 ((1) で鋼材類が対象品目となる場合) +) 燃料油の変動額 ((1) で燃料油が対象品目となる場合) +) アスファルト類の変動額 ((1) でアスファルト類が対象品目となる場合) +) 請負代金額の1% = スライド額				
鋼材類の変動額 ((1) で鋼材類が対象品目となる場合) +) 燃料油の変動額 ((1) で燃料油が対象品目となる場合) +) アスファルト類の変動額 ((1) でアスファルト類が対象品目となる場合) -) 請負代金額の1% = スライド額				

6. 本通知の適用年月日

本通知は、平成21年4月1日以降に請負代金額変更の協議を行う工事に適用する。

7. 経過措置

工期末が平成21年4月1日～平成21年5月31日の工事における、発注者から請負者への請負代金額変更(減額となる場合)の請求日は、平成21年3月31日までに請求を行う場合に限り、工期末から60日を確保しなくてもよい。

8. その他

本通知の適用に伴い、以下の通知は廃止するものとする。

平成20年 6月30日付け 20建企第243号
「長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」

平成20年11月27日付け 20建企第553号
「長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」

6. 経過措置

(1) 単品スライド条項の適用に必要な工期の延長等

対象資材が鋼材類や燃料油の場合は工期末が平成20年9月30日以前の工事において、また、対象資材がアスファルトの場合は平成20年2月28日以前の工事において、受注者が同条項に基づく請負代金額変更の請求を希望する場合は、受注者は工事請負契約書第21条の規定に基づく工期の延長(ただし3. に該当させるために必要最低限の日数のこととする。また、同工事において、発注者が承諾する場合、3. で「60日前まで」延長)を発注者に請求できるとしている請求期限を「45日前まで」を限度として縮減する事ができることとする。

(2) 当通知の受注者への周知

発注者は、対象資材が鋼材類や燃料油の場合は工期末が平成20年7月31日以前の工事かつ請負代金額250万円以上の工事、また、対象資材がアスファルトの場合は工期末が平成20年12月31日以前の工事かつ請負代金額250万円以上の工事、の受注者に対し、当通知の内容について周知するものとする。

〔各工期末を有する現契約工事における経過措置のイメージ〕鋼材類及び燃料油

工期末	～6/30	7/1～7/31	8/1～8/14	8/15～9/30	10/1～
対象(1)	対象外	工期を延期した場合に 対象とする事ができる	工期を延期した場合または 発注者が承諾した場合 に対象とする事ができる	経過措置 の対象と ならない	
周知(2)	発注者は受注者に対し 当通知の内容を周知				

〔各工期末を有する現契約工事における経過措置のイメージ〕アスファルト類

工期末	～11/30	12/1～12/31	1/1～1/14	1/15～2/28	3/1～
対象(1)	対象外	工期を延期した場合に 対象とする事ができる	工期を延期した場合または 発注者が承諾した場合 に対象とする事ができる	経過措置 の対象と ならない	
周知(2)	発注者は受注者に対し				